

令和7年第7回甲賀市教育委員会（定例会）会議録

開催日時	令和7年4月22日（火） 午後2時00分から午後3時45分	
開催場所	甲賀市役所 4階 教育委員会室	
出席委員	教育長 立岡 秀寿 教育長職務代理者 野口 喜代美 委 員 松山 顕子 委 員 池田 吉希 委 員 青木 秀樹	
事務局出席者	教育部長 松本 忠 理事（社会教育・スポーツ担当） 福井 厚司 理事（国スポ・障スポ推進担当） 樋口 泰司 次長（再編担当） 松下 泰也 次長（総務・管理担当） 前田 正 次長（学校教育担当） 小島 靖弘 教育総務課長 井上 大樹 学校教育課長 松岡 和子 社会教育スポーツ課長 林 英明 歴史文化財課参事 桑田 美佐登 人権推進課長 竹原 勝敏 人権推進課長補佐 福澤 朗 教育総務課長補佐 望月 一美 書記 歴史文化財課参事 桑田 美佐登	
傍聴者	0名	

議決・報告事項は次のとおりである。

1. 会議録の承認

- (1) 令和7年第6回甲賀市教育委員会（定例会）会議録の承認

2. 報告事項

- (1) 4月 教育長 教育行政報告
- (2) 令和7年度教育委員会事務局組織体制について
- (3) 教育委員会の委任による専決処分の報告について
- (4) 甲賀市人権に関する総合計画（改訂版）の策定について
- (5) 市内小中学校における児童生徒の状況報告について

3. 協議事項

- (1) 議案第34号 臨時代理につき承認を求めることについて
(臨時代理第2号 甲賀市少年センター協議会委員の解嘱又は解任について)
- (2) 議案第35号 臨時代理につき承認を求めることについて
(臨時代理第3号 甲賀市少年センター協議会委員の委嘱又は任命について)
- (3) 議案第36号 臨時代理につき承認を求めることについて
(臨時代理第4号 甲賀市教育支援委員会委員の委嘱又は任命について)
- (4) 議案第37号 臨時代理につき承認を求めることについて
(臨時代理第5号 甲賀市子どものいじめ問題対策委員会委員の委嘱について)
- (5) 議案第38号 臨時代理につき承認を求めることについて
(臨時代理第6号 甲賀市地域学校協働活動推進員の委嘱について)
- (6) 議案第39号 甲賀市史跡公園条例の施行期日を定める規則の制定について

4. その他、連絡事項など

- (1) 令和7年第8回（5月定例）甲賀市教育委員会について
- (2) 令和7年第8回甲賀市教育委員会委員協議会について

◎教育委員会会議

〔開会 午後2時00分〕

次長（総務・管理担当） 改めまして、皆さんこんにちは。本日は何かとご多用の

中お集まりいただきましてありがとうございます。

ただ今から、令和7年第7回甲賀市教育委員会定例会を開会いたします。まず始めに甲賀市市民憲章の唱和を行います。皆様ご起立ください。

(一同 市民憲章唱和)

次長（総務・管理担当） ありがとうございます。ご着席ください。

それでは、開会にあたりまして立岡教育長からご挨拶を賜り、引き続きまして議事の進行をお願いいたします。

教育長 桜の季節の後は、初夏ではなく真夏日ということで、今年もまた、地球温暖化・沸騰化といった言葉が聞こえてくる4月後半となりました。気温は、6月下旬並みといわれるような本物の暑さだと思っています。

そんな中で、先日東京で開催されました全国都市教育長理事会の場でも熱い論議が交わされました。「学習指導要領改訂に向けた諮問のポイントと審議状況について」と題して、文科省の初等中等教育局の企画課の方から、現状の情報提供がありましたので、そのことについて少し触れますので、お時間をいただきたいと思います。

ご存じのように学習指導要領は、文科大臣からの諮問を受けて中央教育審議会が答申を出し、それを基にほぼ10年間隔で改訂されているものです。具体的な報告全部をお伝えはできませんが、まず1点目、今回の改訂の前提として、現状認識という部分について触れてあります。少子化、高齢化、そしてグローバル情勢の、今まででしたら進展とあったのですが、グローバル情勢の混迷、さらに生成AI・デジタルの発展、社会や経済の先行きに対する不確実性、激しい変化が止まることのない時代を生きていく必要性などがあげられています。これからの子どもたちにとって重要なことは、自らの人生の舵取りをする力を身につけること、持続可能な社会のづくり手となること、豊かな可能性を開花させること、これらが今後必要になってくると話されていますし、どのように学ぶかという点について、主体的で対話的な、つまり協働の学び、チームとして学んでいく、そのあたりの重要性も

伝えられております。

2点目は、今の教育の成果については、まず質の高い教師の努力と熱意によって支え、生まれてきた成果であること。例えば、授業研究会というのが学校ではありますが、この授業研究会を精力的にやっている小学校は88.6%中学校でも86.6%ということで、研鑽に励んでいる成果だということ、学力調査についても初めての見解かもしれないませんが、平均正答率の、前後10%以内に47都道府県全部が入っているということで、高い水準でなおかつ一定のレベルにあり地域の差もないことなど、これらがその状況です。

さらにOECD学力学習状況、学習到達度調査PISAについても、読解力、科学リテラシー、この2つの、低階層の人数の割合が減ったということであるとか、あるいは数学的リテラシーや科学的リテラシーの部分も、上の層が非常に増えました。いずれにしても、好結果に結びついているという状況が成果としてあげられていました。そしてもう1つ大きなこととして、一人ひとりに目を向けてきたことによって、わかってきた課題があるということです。それを1クラスに例えて表現をすると、35人1クラスの中に、特異な才能を持った子どもが0.8人います。また、学習や行動面で困難を示す、本当に加配等がいる状況が3.6人、完全に不登校になっている子どもは0.7人、不登校傾向を合わせると4.1人。そして、家でほとんど書籍がなくて、それだけの理由ではないですが、学力が低いという子どもたちは、35人中何と12.5人いるというような現状を分析しています。また日本語を家で話さない、外国にルーツのある方等を指していますが、35人中1人は必ず入っているというような状況がトータルとして示されています。

そして、デジタルの学びということでは、本当に今、紙かデジタル論がありますが、バランス感覚を持って積極的に活用してもらっている。一人ひとりの良さを伸ばして、困難の克服を助ける、あるいはチームとして、自分の意思を伝えたり、協働の学びにもデジタルは大きな成果を上げているという総括があります。

ただ一方3点目、課題としてはどんなことがあるかという、まだまだ不十分な点として、子どもの社会参画意識、あるいは深い理解を伴う知識の習得です。今、探求型の学習とかいう言葉がよく出てきますが、探求型の学習は探究型の形式をとった、普通の学習がほとんどで、なかなかその探求が、本来目指す深い理解に繋がる学習がまだ十分ではありません。あるいは、将来の夢を持つ子ども、自律的に学ぶ子ども、自分の考えを書く、こういったこともまだまだ不十分だと国では総括をしています。

そんな中でまとめとして今話し合いをされている中心が5つ書かれて報告されていました。教員にとればおどろくのですが、質の高い深い学びを実現して、わかりやすく、使いやすい学習指導要領と、そんな言葉が使われています。

今まで以上に教えることの内容をもっと短く、さらに中核的な部分だけを一層構造化して示すことであるとか、デジタルについても、紙かデジタル論ではなくて、小中高デジタルの教育をもう一度根本的に抜本的に見直すこと、つまり、学習基盤デジタルの技術がありきとして、そこからどうやってもう一度、メディアリテラシーを高めていくか、そういうところに力を入れていくということも出ています。

さらに、多様な子どもたちを包摂する柔軟な教育課程ということで、本当に特異な力を持っている子どもの教育課程であったり、逆にいていけない子どもの教育課程であったり、不登校になっている子どもの教育課程であったりそれぞれ作っていくというような柔軟な対応の仕方もあげられています。それから、デジタルの学習基盤を前提とした学び、デジタルがあるという段階で何をしていくか考えられていると聞いています。

それからもう1点、伝えておくべきことが、教育課程の実施に伴って、学校や教師の負担がさらに拡大することがないように、その対応のあり方について示すとなっております。具体的には、例えば、総授業時数を増やすことはないとか、あるいは教科書や指導書の内容を考えるであるとか、実現できるかわかりませんが入試等のあり方につい

でも考えていくと書かれて報告をされていました。

本当に50年前から比べると、教える内容が小学校は4教科で3倍の量に、中学校では5教科で1.5倍になっています。そのまま使っているのは、まさに減ってはいかないだろうということで、今、新しい改訂に向けて、特例校という学校が全国では指定され、いろんな試みが行われています。

例えば、具体的な例も出ていましたが、特定の授業数、簡単に言えば国語の時間をやめて、算数に変更したり、水曜日は全部4時間、掃除は週に1回ぐらいにして、15時前には全員下校する。また、毎日5時間にし、5時間目だけ60分授業して、生活総合などをそういった部分に充てながら、5時間目だけ60分授業にして、全部毎日5時間で終わる。これでもやはり15時前には下校ができて、放課後の教員の活動も確保できるというようなこと。それから私がよく申します、小学校の40分の午前5時間制という、1日40分の授業で午前中にも午後の授業をやってしまうというようなやり方であるとか、そんなことを特例校ではいろいろ実証をされています。

今のこの特例校について、手あげますとこの仕組みが難しくてなかなか実現できにくいのですが、今回の改訂ではそういう特例校へも簡単に手をあげれば取り組んでいける、そういう柔軟性も今度の指導要領には含むということも言及をされているところです。

本当に今後も論議がどんどん進んでいき、12年のスタートを目指して進んでいくと思いますので、注視しながら、学校再編のバックボーンになっている部分ですので、慎重に読み解いていきたいと思っています。

教育長

それでは、議事に入る前に、本日の案件で、2. 報告事項（5）市内小中学校における児童生徒の状況報告については、内容が個人的なことに関わりますので、非公開とするべきと考えます。非公開とすることにご異議はございませんでしょうか。

（全委員 異議なし）

教育長

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項の規定に

基づき、3分の2以上の賛成を得ましたので、非公開とさせていただきます。議事の進行にあたり、非公開となる案件につきましては、すべての議事の終了後に進めさせていただきます。

それでは、議事に入らせていただきます。

はじめに1. 会議録の承認（1）令和7年第6回甲賀市教育委員会（定例会）会議録の承認について、資料1について、何かご質問等ございませんでしょうか。

（全委員 質問等なし）

教育長 特に、ご質問等ございませんので、ただ今の1. 会議録の承認については、原案どおり承認することとします。

教育長 それでは、2. 報告事項に移らせていただきます。

（1）3月26日水曜日開催の第6回教育委員会定例会以降の教育長・教育行政報告について、資料2の中から、3点について報告いたします。

もう開幕しておりますが1点目は4月5日に行いました2025年日本国際博覧会「大阪・関西万博」の下見についてでございます。4月及び5月に実施を予定している学校、例えば多羅尾小学校でありますとかその学校と、その関係教育委員会、さらには大阪府民の中から抽選だったと思いますが希望者を加えて、4月5日は5万人の参加でテストランということで行われました。

4月13日の開幕時には、雨天でしたので一般来客者は、約12万5000人と報道され、徐々に増えつつあるかなと思っています。

私たちは3名行かせていただき、できたての大阪メトロから会場に入りましたが、その時は比較的スムーズに乗降でき、会場までのアクセスも迷うことなく着きました。開幕直後は、メトロでさえ乗降で何時間も並ぶというようなことが起こっていたように思います。

一般車はほぼ入れない状態ですので、間違って入ってきた車をどう誘導するかというあたりに少し困っておられました。慣れておらなかったのもあったのでしょう。団体バスの乗降場と、バスが待機している場所があります。その乗降する場所から歩いていくと、団体の休憩

所があり、会場まで繋がっていくのですがその間が800メートルから1キロメートルほども距離があり、一旦団体休憩所へ行ったら、会場と行き来するのに、1キロメートルも歩かないといけないので、団体で子どもたちが来場した場合、実際はここへ帰ってきて休めるかということを考えたところでした。

それから、5日には開いてなかった各国のパビリオンがオープンして、予約なし入場が可能なところも増えていますが、今なお、「並ばない万博」には程遠い状況で、本当に予約をした場所を中心に計画していただいて、当日の空き状況アプリなども一部には使われていますが、そういったものを使いながら、計画的に見ると決めていかないと、なかなか厳しいかなというふうに思いました。

また安全面では、メタンガスについては、報道の通りです。ただ私たちが気になるのはやっぱり熱中症だと思います。大屋根の下は陰になります、5日の段階では、各パビリオンの入場待ちのときに、何の熱中症対策もありませんでした。今報道されているのは、オランダ館で日傘を全員に貸し出しだし、日傘をさして並んでいるとか、インドネシア館ではミストが使われたとか、そんな話題は出てきていますが、この天気ですから、これからの猛暑や酷暑とか、そんなことになったときにとてもその対策では厳しいようなことが起こってくると思っていました。本当に今後の対応も注視しないといけないだろうと思っています。

甲賀市としては、体験の日を設けています。子どもたちが、学習にかかわる体験をして欲しいということで3日設けています。安心安全な上で、団体ではいけなくても多くの子どもたちが、未来の実験室で、自分たちの未来社会をデザインして欲しいと願っています。

2点目は、4月18日に開催いたしました甲賀市指定無形文化財陶芸保持者認定書の交付式についてです。委員の皆様には、直前にもかかわりませず日程調整をいただき、本当にありがとうございました。

10年以上も認定が滞っていましたが、この度、教育委員会では、信楽焼の伝統的な技術を保持し継承するため、ふさわしい技術と芸術

性をもつ6名の先生方を甲賀市指定無形文化財陶芸保持者に認定させていただきました。

今回認定させていただいた保持者の作品は、焼き締め陶の産地として知られる信楽にあって、お一人は絵画的な絵付けをされた作品、またお一人は信楽の伝統的な技術を基礎としつつ、時代ごとに技術を展開させた創造的な作品、また皿や鉢などの日常のうつわの造形美を追求された作品、伝統的な信楽の焼き締め技術を基礎としながらも、新しい現代陶芸をめざす作品、茶壺の伝統技術を生かしながら、あらたな陶表現を生み出した作品、勅旨に伝わった伝統的な小物ロクロの技術により新しい感覚を加えたポット類の作品など、現在の信楽を象徴するように、多種多様な制作活動をされる方の中から6人を認定したものです。

これにより、焼き物の産地、信楽に対する評価がますます高まり、信楽町または甲賀市のイメージもより向上していくものと期待をしております。

3点目は、4月21日に開催されました、滋賀県学校給食会会計及び業務監査についてです。

本年度、公益財団法人滋賀県学校給食会の監査をさせていただいており、県小学校長会の野洲小学校の細谷校長とともに行いました。令和6年度の公益目的事業の状況として、1.パン・麺類米及び発酵乳や豆腐などの物資の供給実績、2.内容充実としての製パン等の技術講習会、3.普及事業としての学校給食研究大会、学校給食用料理コンクール、学校給食便りの発行、また昨年信楽小学校が県内の4つの優秀校の一つに選ばれましたが、湖っこ食育大賞選定、4.衛生管理事業等、通常の理事会・評議員会・監事監査等の定例の事業のほか様々な取り組みの報告がありました。

それから予算の執行状況については、令和6年度はインフル・コロナなどの臨時休校があまり多くなく、甲賀市でもゼロにはならなくて、だらだらとコロナもインフルエンザもありながらも、爆発的に増えるということは少なかったので、給食数としては昨年よりも増えました。

だから物資の全体供給量も増加していました。

ただ、米を初めとした食材費の高騰によって、米の代わりに麺とか、小麦とかに変えているという傾向が見られました。また、本市でも課題の牛乳の残食についても、これも県全体で同様の状況があって、代替えにしているヨーグルトのようなアシドミルクというものがあるのですが、その受注が10%も伸びていました。つまり、同じような悩みをもって牛乳はアシドミルクに変えていっているというような状況がありました。

また、金額については貸借対照表で負債を含めた正味財産の合計が1億9400万円あるものから、正味財産の合計が1億1700万円ということで、正味財産が60%に達していて、50%を超えているので、健全な財政状況だと判断をしたところです。

また、事務所の移転準備、事務所の電気機器、電子機器の更新、請求システムの更新などの積み立ても計上されていましたが、維持するにはやはり必要であると判断をしました。

1点だけ価格調整つまり1つずつ小麦とかの値段が変わったりするときに対応されるお金が、6000万円ほどありましたが、そのうち、もう1000万円だけ定期にして5000万円いつでも使えるようにされていたので、利子も少しは上がったので、少し定期に入れるというようなアドバイスはしてきたところです。

以上3点、教育長行政報告とさせていただきます。

教育長 それでは、ただ今の（1）4月教育長教育行政報告について、何かご質問等ございませんでしょうか。

（全委員 質問等なし）

教育長 それでは、（1）4月教育長教育行政報告は報告事項として終わらせていただきます。

続きまして、（2）令和7年度教育委員会事務局組織体制について、資料3に基づき説明を求めます。

教育部長 それでは、報告事項の（2）令和7年度教育委員会事務局組織体制につきまして報告いたします。資料3をご覧ください。

表につきましては、令和7年4月1日現在の組織体制を示しています。立岡教育長の元、教育部長、理事2名、次長3名、4課1室の組織体制であります。

昨年度からの変更点につきましては、社会教育スポーツ担当理事がおかれましてことから、部長級は3名になります。また、次長級は再編担当次長が新たにでき社会教育およびスポーツ担当次長が1名減員となり3名となります。その他の課・室については昨年度と同じであります。なお、体制詳細は、資料のとおりでございます。

以上令和7年度教育委員会事務局組織体制の報告といたします。

教育長 それでは、ただ今の（２）令和7年度教育委員会事務局組織体制について、何かご質問等ございませんでしょうか。

教育長職務代理者 今の説明につきまして、特に再編担当のところでもう少し詳しくお聞きしたいと思っております。教育環境整備室が再編担当ということですね。

教育部長 おっしゃる通りでございます。再編につきましては現再編計画が終わって、新たな再編計画を作るという部分の中で再編を推し進めなければならない、イコール教育環境の整備ということで、組織としてはその同じラインにあるということでご理解いただけたらと思います。

教育長職務代理者 わかりました。その中で組織の体制の中のメンバー構成について、次長が担当ですけれど、何人ぐらいおられるか、市長部局との連携が今後大切になってくると思うので。その人数構成について教えてください。

次長（再編担当） 新しく再編担当となりました松下でございます。組織的には私の下に教育総務課がつくのですけれども、実質的には、体制表中のバーで引っ張っております教育環境整備室となっております。

室長その下に事務担当で2人の主査を置いています。あと1人、校長先生のOB、去年まで大原小学校の校長先生でしたが、きていただいております。主に事務的な部分は我々がやっていきながら、あと学校教育ともしっかり先生を経由して繋がっていきたいということで、室内の体制はそうようにしております。

あとはプロジェクト的に動かしていかないといけませんので、基本的には、例えば、児童クラブであったり、通学のことであったり、その時に公共交通だけを使っていくのかっていう話も出てくると思いますので、そういった他部局との調整も、我々がやっていきたいと考えます。

また、後程の説明になるかとは思っておりますが、やはりその地域の関心事っていうのは、再編後のいわゆる学校でなくなる施設のあり方みたいなことになろうかと思しますので、その部分につきましては、市長と協議をさせていただいて、総合政策部の政策推進課が主体となって、施設のあり方を調整しているということで、我々教育委員会事務局は、多くの学校にかかる後の施設利用については、消去法で調整をいただく、そういう法的な体制で進めていこうということで今は調整しているところでありますし、また教育委員会内部につきましても、タスクフォース的にちょっとチームを作ってですね、再編計画を作っていくながら、実際に再編をしている学校のイメージ、例えば校章であったり、校歌であったり、先ほど申しました通学手法であったり、児童クラブのあり方であったり、あとは学校教育の中身については主に学校教育指導主事が主幹になると思いますので、そういったものをパッケージ化し、実施計画というか、アクションプランみたいなもので再編計画を受けてその地域の中でのものを作る、そのためのチームとしていただきたい。その体制図なりがしっかり固まってくれば、教育委員さんにもお示しをさせていただき、そういう組織体制で進めてまいります。

教育長 3年かかって5人集まっていただきましたので、どうぞよろしくお願いします。

他、ご質問等ございませんでしょうか。

教育長 それでは、(2) 令和7年度教育委員会事務局組織体制については報告事項として終わらせていただきます。

続きまして、(3) 教育委員会の委任による専決処分の報告について、資料4に基づき説明を求めます。

教育部長 それでは、報告事項の（３）教育委員会の委任による専決処分の報告について、資料４に基づき報告いたします。

教育委員会事務局の人事異動につきましては、３月２６日に開催されました令和７年第６回教育委員会定例会により議決いただきましたが、これ以降の教育委員会事務局の人事異動について、甲賀市教育委員会教育長に対する事務委任等規則（平成１６年教育委員会規則第８号）第５条第１項第２号の規定により資料のとおり専決処分しましたので、同条第１項の規定に基づき報告するものでございます。以上、教育委員会の委任による専決処分の報告とさせていただきます。

教育長 それでは、ただ今の（３）教育委員会の委任による専決処分の報告について、何かご質問等ございませんでしょうか。

（全委員 質問等なし）

教育長 それでは、（３）教育委員会の委任による専決処分の報告については報告事項として終わらせていただきます。

続きまして、（４）甲賀市人権に関する総合計画（改訂版）の策定について、資料５に基づき説明を求めます。

人権推進課長 甲賀市人権に関する総合計画（改訂版）の策定について、資料５に基づき報告させていただきます。

本計画は、「甲賀市人権尊重のまちづくり条例」がめざす人権尊重のまちづくりの理念を具現化していくことを目的として策定しています。また、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」第５条に規定される地方公共団体の責務として、本市が人権教育・啓発を総合的、計画的に推進するための計画としています。

計画の期間については、甲賀市総合計画と整合させ、平成２９年度から令和１０年度までの１２年間としています。また、社会状況の変化等により４年毎に見直しを図っており、昨年度、見直しを行ったところです。

見直しの考え方については、第２次甲賀市総合計画第３期基本計画の策定に併せ、現行計画の見直しを行うもので、今回の見直しにおいては、これまでの基本理念を継承しつつ、こども基本法やＬＧＢＴ理

解増進法の制定や社会情勢の変化に対応するよう、「こども」「性の多様性」などの人権問題を中心に見直しを行ったところです。

見直しの経過については、資料5の1ページにあるように、時系列にまとめさせていただいております。庁内会議をはじめ、人権尊重のまちづくり審議会や市議会の委員会に意見を伺い、協議しながら、パブリック・コメントの実施を経て令和7年3月に改訂版を策定いたしましたので報告いたします。

教育長 それでは、ただ今の（4）甲賀市人権に関する総合計画（改訂版）の策定について、何かご質問等ございませんでしょうか。

教育長職務代理者 今日時点についてお聞きいたします。報告でするので変えるとかそういう視点ではございませんが教えてください。

これまでの基本理念を継承しつつ社会の情勢の変化の中でも子ども、それから性の多様性っていうのはそうだなと思うのですが、具体的にどういう内容かなというのと、それから県の方でも子ども基本条例ができた。それから、子どもの権利条約などいろんなところで条約や法律が出てくる中で、どういうところを強調されているのかというのを子どもに関して思っています。

それからもう1点この甲賀市の方では令和5年の総合教育会議の中で、いろいろ改定されたことがありますね。ひきこもり、不登校、ヤングケアラーそれを中心にしてかなり増えている中で、ネットワークの会議ができました。

健康福祉部、こども政策部それから教育委員会という連合ができたのですが、そういう中で、ずっと読んでいると、人権のこの施策の中では、とっても大事な人権の視点から見ても大事だなと私は常に思うのですが、考え方を強調してその指導というか、そういうやり方もあるけれど、実際政策という面でも、また違った形がありますが、その人権政策の面で、こういうネットワークとの連携、常に思っていますが、そういう会議に出て情報を共有するとか、具体的に何か政策を打つところでなくても、政策的にやっぱりそういう会議に関与して欲しいなと、出席して欲しいなというのがあったのですが、そういう他と

の部局横断的な情報共有、それからすでに政策に活かすというそういう面で、連携とか協働をどう考えていらっしゃるか教えてください。

また、その最初の面ですが、子どものところでは具体的に言えば、意思の表明権とか、そういうものを指しているのでしょうか。具体的にどういうところを重点政策とされているのでしょうか。

人権推進課長 子どもにつきましては、子ども基本法ができたというところの記述や、また性の多様性につきましてはご承知の通り、パートナーシップ制度の導入がございましたので、L G B Tの法律が出来ました。また当市でもパートナーシップ制度を導入しているところも強調させていただいております。

他部局の連携につきまして特に今、職務代理者がおっしゃっていただきました通り、いろんな問題であります、健康福祉部局との連携は大事だと思っておりますので、そういったところにつきましては、必要に応じて連携はしていきたいなと思っております。またそういったところにつきましては、当課の方からお声掛けできる分については動かさせていただきたいと思えますし、それにつきましては、昨年度、こちらの経過の中にもございます通り、人権推進本部幹事会において主に関係課長が集まりまして、今回の改訂につきまして、いろいろご意見を伺った、そういった場でございます。その中での情報につきましても、ご意見を頂戴した分がございますので、反映をさせていただいております。

子どもにつきましては、80ページのところの子どもの人権のところ、意見表明権の啓発も入れさせていただいています。

教育長職務代理者 ありがとうございます。ネットワークの会議っていうのも、実際ずっと拡大しながら動いているのですけれど、それぞれ人権教育の推進という場合は啓発・指導というそういう意識の向上というところが多いのですが、その会議に出られなくても何かのシステムでそういう情報が共有できる。もう絶対知っという欲しいという内容がたくさんあるので、何かそういう共有できるようなシステムというか、方法があればいいなと思っていたのでまたご検討ください。

それから表明権っていうのは、子どもが表明する場でなくても、他の人が代わりに、子どもが言えない部分を表現するというのは非常に大事だと思うので、そういう面はまたよろしくお願いいたします。

教育長 先ほどの子どもの人権に関わって48ページとかもかかっているんですね。

人権教育課長 はい。

教育長 他、いかがでしょうか。

(全委員 質問等なし)

教育長 それでは、(4) 甲賀市人権に関する総合計画(改訂版)の策定については報告事項として終わらせていただきます。

それでは次に、3. 協議事項に入らせていただきます。(1) 議案第34号臨時代理につき承認を求めることについて(臨時代理第2号甲賀市少年センター協議会委員の解嘱又は解任について)及び(2) 議案第35号臨時代理につき承認を求めることについて(臨時代理第3号甲賀市少年センター協議会委員の委嘱又は任命について)は関連がありますので、併せて資料7、8に基づき説明をお願いします。

社会教育スポーツ課長 議案第34号臨時代理につき承認を求めることについて(臨時代理第2号甲賀市少年センター協議会委員の解嘱又は解任について)、及び議案第35号臨時代理につき承認を求めることについて(臨時代理第3号甲賀市少年センター協議会委員の委嘱又は任命について)は、関連がございますので一括して、その提案理由を申しあげます。

議案第34号につきましては、甲賀市少年センター条例第4条第3項の規定により委嘱又は任命しております少年センター協議会委員のうち、別紙の委員について代表者の異動があったことから、令和7年3月31日付けで、甲賀市教育委員会教育長に対する事務委任等規則第4条の規定により臨時代理による解嘱又は解任をしましたことから、これを報告し承認を求めるものです。

また、議案第35号につきましては、令和7年3月31日付けで解嘱又は解任しました委員の選出母体から、別紙記載の2名を甲賀市教

育委員会教育長に対する事務委任等規則第4条の規定により臨時代理による委嘱又は任命をしましたことから、これを報告し承認を求めるものです。

任期は前任者の残任期間である令和7年9月30日までの間であり
ます。

以上、議案第34号臨時代理につき承認を求めることについて（臨時代理第2号甲賀市少年センター協議会委員の解嘱又は解任について）、及び議案第35号臨時代理につき承認を求めることについて（臨時代理第3号甲賀市少年センター協議会委員の委嘱又は任命について）の提案説明とさせていただきます。

ご審議のうえ、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

教育長 ただ今、議案第34号、35号について説明を受けました。何かご質問等ございませんでしょうか。

（全委員 質問等なし）

教育長 それでは、議案第34号、35号について、承認することとしてご異議はございませんでしょうか。

（全委員 異議なし）

教育長 それでは、両案については、原案どおり承認いたします。

続きまして、（3）議案第36号臨時代理につき承認を求めることについて（臨時代理第4号甲賀市教育支援委員会委員の委嘱又は任命について）、資料9に基づき説明をお願いします。

学校教育課長 議案第36号臨時代理につき承認を求めることについて（臨時代理第4号甲賀市教育支援委員会委員の委嘱又は任命について）その提案理由を申し上げます。

教育支援委員会は、甲賀市における特別な支援を必要とする幼児、児童及び生徒の適切な就学を図るため、調査及び適切な就学方法等についての審議を行い、その結果を答申するものです。そのため、委員には専門的知識や学識経験が必要となります。また、甲賀市教育支援委員会委員は、年度途中の転入児童生徒についても、教育委員会からの諮問に応じて速やかに調査や審議を行い、教育的支援の在り方や望

ましい就学先等を明らかにして答申を行う機関であり、4月1日から設置する必要があったことから、甲賀市教育委員会教育長に対する事務委任等規則第4条の規定により臨時代理したため、同条の規定に基づきこれを報告し、承認を求めるものであります。

同職の任期は、令和7年4月1日から令和8年3月31日までとしています。

以上、議案第36号臨時代理につき承認を求めることについて（臨時代理第4号甲賀市教育支援委員会委員の委嘱又は任命について）の提案説明とさせていただきます。

ご審議の上、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

教育長 ただ今、議案第36号について説明を受けました。何かご質問等ございませんでしょうか。

（全委員 質問等なし）

教育長 それでは、議案第36号について、承認することとしてご異議はございませんでしょうか。

（全委員 異議なし）

教育長 それでは、本案については、原案どおり承認いたします。

続きまして、（4）議案第37号臨時代理につき承認を求めることについて（臨時代理第5号甲賀市子どものいじめ問題対策委員会委員の委嘱について）、資料10に基づき説明をお願いします。

学校教育課長 議案第37号臨時代理につき承認を求めることについて（臨時代理第5号甲賀市子どものいじめ問題対策委員会委員の委嘱について）、その提案理由を申し上げます。

甲賀市子どものいじめ問題対策委員会委員4名のうち1名について、令和7年3月31日付けで解嘱となったことから、後任として別紙のとおり、弁護士の間口速人氏を前任者の残任期間となる、令和7年4月1日から令和8年3月31日までを任期として委嘱することについて、甲賀市教育委員会教育長に対する事務委任等規則第4条の規定により、臨時代理したため、同条の規定に基づきこれを報告し、承認を求めるものです。

以上、議案第３７号臨時代理につき承認を求めることについて（臨時代理第５号甲賀市子どものいじめ問題対策委員会委員の委嘱について）の提案説明とさせていただきます。

ご審議の上、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

教育長 ただ今、議案第３７号について説明を受けました。何かご質問等ございませんでしょうか。

（全委員 質問等なし）

教育長 それでは、議案第３７号について、承認することとしてご異議はございませんでしょうか。

（全委員 異議なし）

教育長 それでは、本案については、原案どおり承認いたします。

続きまして、（５）議案第３８号臨時代理につき承認を求めることについて（臨時代理第６号甲賀市地域学校協働活動推進員の委嘱について）資料１１に基づき説明をお願いします。

社会教育スポーツ課長 議案第３８号臨時代理につき承認を求めることについて（臨時代理第６号甲賀市地域学校協働活動推進員の委嘱について）その提案理由を申し上げます。

議案第３８号につきましては、令和７年４月１日付けで、別紙記載の１名を甲賀市教育委員会教育長に対する事務委任等規則第４条の規定に基づき臨時代理による委嘱をしましたことから、同条の規定に基づき、これを報告し承認を求めるものです。

任期は、令和８年３月３１日までの１年間です。

以上、議案第３８号臨時代理につき承認を求めることについて（臨時代理第６号甲賀市地域学校協働活動推進員の委嘱について）の提案説明とさせていただきます。

ご審議の上、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

教育長 ただ今、議案第３８号について説明を受けました。何かご質問等ございませんでしょうか。

（全委員 質問等なし）

教育長 それでは、議案第３８号について、承認することとしてご異議はご

ございませんでしょうか。

(全委員 異議なし)

教育長 それでは、本案については、原案どおり承認いたします。

続きまして、(6) 議案第 39 号甲賀市史跡公園条例の施行期日を定める規則の制定について、資料 12 に基づき説明をお願いします。

歴史文化財課参事 議案第 39 号甲賀市史跡公園条例の施行期日を定める規則の制定についてその提案理由を申しあげます。

本議案は、甲賀市史跡公園条例の施行期日を 5 月 10 日と定めるため、制定するものであります。

なお、この規則は、公布の日から施行することとします。

以上、議案第 39 号甲賀市史跡公園条例の施行期日を定める規則の制定についての議案説明とさせていただきます。

慎重審議の上、ご決定賜りますようお願い申しあげます。

教育長 ただ今、議案第 39 号について説明を受けました。何かご質問等ございませんでしょうか。

(全委員 質問等なし)

教育長 それでは、議案第 39 号について、決定することとしてご異議はございませんでしょうか。

(全委員 異議なし)

教育長 それでは、本案については、原案どおり決定いたします。

続きまして、4. その他、連絡事項に入らせていただきます。(1) 令和 7 年第 8 回(5 月定例)甲賀市教育委員会について、(2) 令和 7 年第 8 回甲賀市教育委員会委員協議会について、併せて説明をお願いします。

教育総務課長 (1) 令和 7 年第 8 回(5 月定例)甲賀市教育委員会については、令和 7 年 5 月 27 日火曜日午後 2 時から、(2) 令和 7 年第 8 回甲賀市教育委員会委員協議会については、5 月 14 日水曜日午前 9 時から開催させていただきます。

どうぞよろしくお願い申しあげます。

教育長 ただ今の連絡事項について、何かご質問等ございませんでしょうか。

(全委員 質問等なし)

教育長 それでは、連絡事項につきましては終わらせていただきます。

続きまして、2.報告事項(5)市内小中学校における児童生徒の状況報告について報告をお願いします。これより後は非公開の案件となりますので、よろしくお願いします。それでは、資料6に基づき報告を求めます。

《以下、非公開》

報告事項(5)市内小中学校における児童生徒の状況報告について

教育長 それでは、以上をもちまして、令和7年第7回甲賀市教育委員会定例会を閉会とさせていただきます。どうもありがとうございました。

〔閉会 午後3時45分〕